

改正情報

(2025 年 10 月 1 日)

2025年度の制度改正等のうち、主な項目は次の通りです。

ライフプランニングと資金計画

<国民年金保険料の改正>

■国民年金保険料の改正（2025 年 4 月より）

- ☐改正前：2024 年度（令和 6 年度）の保険料月額 16,980 円
☐改正後：2025 年度（令和 7 年度）の保険料月額 17,510 円

<厚生年金保険の定額部分>

■老齢厚生年金の定額部分の単価の改正（2025 年 4 月より）

- ☐改正前：2024 年度 1,701 円（新規裁定者）、既裁定者は 1,696 円
☐改正後：2025 年度 1,734 円（新規裁定者）、既裁定者は 1,729 円

<2025 年度の年金額>

2025 年度の年金額は次のとおり（2025 年 4 月より）

		2025年度（令和7年度）
老 齢 基 礎 年 金（満 額）		831,700円（新規裁定者）
2 級 障 害 基 礎 年 金		829,300円（既 裁 定 者）
遺 族 基 礎 年 金		
1 級 障 害 基 礎 年 金		1,039,625円（新規裁定者） 1,036,625円（既 裁 定 者）
障 害 ・ 遺 族 基 礎 年 金 の 子 の 加 算 額 （第 1 子・第 2 子）		239,300円
同、子の加算額 （第 3 子以降）		79,800円
加給年金額	① 配偶者（特別加算込み）	415,900円
	② 第 1 子、第 2 子	239,300円
	② 第 3 子以降	79,800円
3 級 障 害 厚 生 年 金 の 最 低 保 障 額		623,800円（新規裁定者） 622,000円（既 裁 定 者）
中 高 齢 寡 婦 加 算 額		623,800円

<年金生活者支援給付金の改正>（2025 年 4 月より）

■老齢年金生活者・遺族年金生活者の給付額

- ☐改正前：基準額 5,310 円（月額）
☐改正後：基準額 5,450 円（月額）

■障害年金生活者の給付額

- ☐改正前：基準額 1 級 6,638 円（月額）・2 級 5,310 円（月額）
☐改正後：基準額 1 級 6,813 円（月額）・2 級 5,450 円（月額）

<在職老齢厚生年金の支給停止調整額の改正>

■支給停止となる在職老齢厚生年金（2025 年 4 月より）

□改正前：総報酬月額相当額と基本月額の合計が 50 万円を超えると、超える額の 2 分の 1 が支給停止される。

□改正後：総報酬月額相当額と基本月額の合計が **51 万円**を超えると、超える額の 2 分の 1 が支給停止される。

<基本手当に関する給付制限期間の改正>（2025 年 4 月より）

■雇用保険法の改正により自己都合退職者に対する基本手当の給付制限期間が短縮された。

□改正前：待期満了日の翌日から原則 2 ヶ月間の給付制限がある。

□改正後：待期満了日の翌日から**原則 1 ヶ月間**に短縮された。また**離職期間中および離職日前 1 年以内に教育訓練を受けた場合には給付制限が解除される。**

<就業促進定着手当の上限額の改正>（2025 年 4 月より）

■給付率の引下げにより、受給額の上限額が低下された。

□改正前：基本手当日額×支給残日数×40%（再就職手当の給付率が 70%の場合は 30%）

□改正後：基本手当日額×支給残日数×**20%**

<高年齢雇用継続給付の給付率の改正>（2025 年 4 月より）

■賃金が 60 歳到達時点に比べ 75%未満となった場合に支給される一定の給付率が縮小された。

□改正前：賃金の低下率が 61%未満となった場合には、賃金月額の最高 15%が支給される。

□改正後：賃金の低下率が **64%未満**となった場合には、賃金月額の最高 **10%**が支給される。

<教育訓練休暇給付金の創設>（2025 年 10 月より）

■雇用保険の被保険者が教育訓練を受けるために無給の休暇を取得する場合、賃金の一定割合を支給して訓練・休暇期間中の生活費を保障する。

□改正後：被保険者期間が 5 年以上ある者が教育訓練を受けるために**連続した 30 日以上**の**無給の休暇を取得する場合**、離職した場合の**基本手当と同じ日額で**、給付日数は被保険者期間に応じて**最大 150 日間分が支給される。**

<出生後休業支援給付金の創設>（2025 年 4 月より）

■子の出産直後の一定期間内に両親が共に 14 日以上の子育て休業した場合に支給される。

□改正後：最大 **28 日間**、**育児休業前賃金日額の 13%相当額**が支給される。

<育児短時就業給付金の創設>（2025 年 4 月より）

■時短勤務制度を選択しやすくするため、2 歳に満たない子を養育するために時短勤務をした場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下した場合に支給される。

□改正後：原則として**育児時短就業中に支払われた賃金額の 10%相当額**が支給される。

<一般教育貸付の返済期間の改正>

■一般教育貸付の返済期間が改正された。（2025 年 4 月より）

□改正前：返済期間 18 年以内。

□改正後 : 返済期間 **20 年以内**。

タックスプランニング

＜給与所得控除の改定＞（2025 年 1 月より）

■給与所得控除について、最低保障額 55 万円が 65 万円に引き上げられた。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5 万円以下	収入金額×40%－10 万円 (最低 55 万円)	65 万円
162.5 万円 180 万円以下		
180 万円超 190 万円以下	収入金額×30%＋8 万円	収入金額×30%＋8 万円
190 万円超 360 万円以下		
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋44 万円	収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円	195 万円

＜扶養親族等の所得要件の改正＞

■扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正された。（2025 年 1 月より）

扶養親族等の区分	合計所得金額	
	改正前	改正後
扶養親族	48 万円以下	58 万円以下
控除対象配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象になる配偶者	48 万円超 133 万円以下	58 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下	85 万円以下

＜特定親族特別控除の創設＞（2025 年 1 月より）

■特定親族（19 歳以上 23 歳未満の親族）を有する場合には、その特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除額が創設された。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (給与収入 123 万超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (給与収入 150 万超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (給与収入 155 万超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (給与収入 160 万超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (給与収入 165 万超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (給与収入 170 万超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (給与収入 175 万超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (給与収入 180 万超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (給与収入 185 万超 188 万円以下)	3 万円

<基礎控除の改定>

■基礎控除が見直され最高 48 万円から 58 万円に増額された。(2025 年 1 月より)

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
132 万円以下	48 万円	95 万円
132 万円超 2,350 万円以下		58 万円
2,350 万円超 2,400 万円以下		48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	16 万円
2,500 万円超	0	0

□2025 年と 2026 年の時限措置として低中所得者に対し所得階層ごとに基礎控除の基本額 58 万円に最高 37 万円の控除額の上乗せが行われた。

合計所得金額	基礎控除額		
	基本額	加算額	合計
132 万円以下	58 万円	37 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下		30 万円	88 万円
336 万円超 489 万円以下		10 万円	68 万円
489 万円超 655 万円以下		5 万円	63 万円
655 万円超 2,350 万円以下		0	58 万円

<子育て世帯等に対する住宅ローン控除拡充の延長> (2025 年 1 月より)

■子育て特例対象個人が認定住宅等を新築し、借入限度額の上乗せが適用される住宅ローン控除の居住年の適用期限が延長された。

区分		居住年	控除期間	控除率
		2024 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日		
認定住宅	借入 限度 額	5,000 万円	13 年間	0.7%
Z E H水準省エネ住宅		4,500 万円		
省エネ基準適合住宅		4,000 万円		

<子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制拡充の延長> (2025 年 1 月より)

■子育て特例対象個人に対する住宅リフォーム税制に関する居住年の適用期限が延長された。

居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額
2024 年 4 月 1 日～2025 年 12 月 31 日	250 万円	10%	25 万円

<中小法人等の軽減税率の特例の延長> (2025 年 4 月より)

■ 期末資本金が 1 億円以下の中小法人の年 800 万円以下の所得金額部分に適用される法人税の軽減税率が 2 年間延長され、**2027 年 3 月 31 日までに開始する事業年度**とされた。

区 分			法人税率
原 則			23.2%
中小法人	所得が年 800 万円以下の部分	所得が 10 億円以下の事業年度	15%
		所得が 10 億円超の事業年度	17%
	所得が年 800 万円を超える部分		23.2%

相続・事業承継

<直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置>

■ 非課税限の適用期限が 2 年間延長された。(2025 年 4 月より)

□ 改正前 : 適用期限 : 2025 年 3 月 31 日まで。

□ 改正後 : 適用期限 : **2027 年 3 月 31 日まで。**

<個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度に関する改正>

■ 後継者である受贈者の事業従事要件について改正された。(2025 年 1 月より)

□ 改正前 : 贈与の日まで引き続き 3 年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。

□ 改正後 : **贈与の直前において**特定事業用資産に係る事業に従事していたこと

<非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の特例に関する改正>

■ 後継者である受贈者の役員就任要件について改正された。(2025 年 1 月より)

□ 改正前 : 贈与の日まで引き続き 3 年以上特例承認贈与承継会社の役員等であること。

□ 改正後 : **贈与の直前において**特例承認贈与承継会社の役員等であること。

以上